

文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付要綱

平成23年4月 1日22文福障第2642号区長決定
平成24年3月30日23文福障第2603号一部改正
平成25年3月29日24文福障第2743号一部改正
平成26年3月24日25文福障第11232号一部改正

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条に規定する障害福祉サービスを実施するために社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般財団法人（公益財団法人を含む。）、一般社団法人（公益財団法人を含む。）、医療法人、学校法人又は宗教法人（以下「法人」という。）が文京区の区域内（以下「区内」という。）に設置する指定障害福祉サービス事業所（法第36条第1項の規定により東京都知事が指定したサービス事業所をいう。以下「事業所」という。）の運営に要する費用の一部を補助することにより、サービス利用者の福祉の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、法、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）において使用する用語の例による。

(補助対象事業所)

第3条 この補助金の対象は、法人が区内に設置し、かつ、適正な運営を行っている事業所であって、法第5条に規定する生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援のいずれか一つ以上を行う事業所（障害者支援施設を除く。）とする。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付対象となる経費は、前条の事業所の運営に要する経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、予算の範囲内とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を合算した額とする。

(1) 基本補助額 次に掲げる額に事業所の各月初日の現員（在籍者数をいう。以下この項において同じ。）の数を乗じて得た額（現員が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額）。ただし、新規開設事業所については、開設から3年（開設年度の翌々年度まで）に一度以上、東京都の福祉サービス第三者評価を受審した場合に、アに該当するものとして取り扱う（開設年度の翌年度までは未受審であってもアに該当するものとする。初回の受審後は、ア及びイのとおりとする。）

ア 3年（当該年度及び過去2年度をいう。以下この項において同じ。）に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審している場合 17,000円

- イ 3年に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審していない場合 8,000円
- (2) メニュー選択式加算額 次に掲げる要件の3以上に該当するとき、72,000円に事業所の年度初日の現員の数を乗じて得た額（現員が定員を上回るときは、定員数を乗じて得た額）
- ア 事業所において、前年度の末日時点で障害支援区分（平成25年度の末日時点においては、障害程度区分と読み替える。以下同じ。）4から6までに該当している利用者（当該区分が4である者については厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の0点の欄から2点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上（平成25年度の末日時点においては、15点以上）であることを要し、50歳以上の利用者については当該区分を1つ上位として扱うものとする。）又は障害支援区分にかかわらず、医療的ケア（障害支援区分認定の実施について（平成26年3月3日付障発0303第1号）別添4医師意見書の2. 特別な医療に規定する処置内容に掲げる項目をいう。）を要する利用者を現員数（現員が定員を上回るときは、当該定員数）の30%以上受け入れていること。
- イ 当該年度の初日時点でショートステイを実施していること（当該事業所が短期入所について事業所指定を受けている場合に限る。）。
- ウ 当該年度の初日時点でグループホームのバックアップを行う事業所（原則として、事業所の指定において連携体制等として登録をされているものをいう。）として指定されていること。
- エ 前年度に就労移行実績（当該事業所におけるサービスの利用を終了し、一般就労へ移行したものをいう。）があること。
- オ 当該年度にアフターケア（当該事業所におけるサービスの利用を終了した利用者であって、その後の自立生活への支援が必要であると施設長が認めたものに対する支援内容、必要性等を記載した計画書の作成及び支援をいう。）を実施していること。
- カ 3年に一度、東京都の福祉サービス第三者評価を受審し、受審結果を踏まえて改善に向けた取組を実施していること。
- (3) 障害者等雇用加算額 次のいずれかの者（特定就職困難者雇用開発助成金その他の助成金の対象となる者を除く。）を職員配置基準以外に雇用し、その総雇用時間が400時間以上である事業所について、総雇用時間数に応じて別表第1に定める額
- ア 身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（42民児精発第58号）の規定に基づく愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- イ 満60歳以上65歳未満の者
- ウ 母子家庭の母又は寡婦（父子家庭の父等を含む。）
- (4) 福祉サービス第三者評価の受審経費補助額 当該年度に東京都の福祉サービス第三者評価の受審のために事業所が評価機関に対して支払った額。ただし、60

万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 法人は、補助金の交付を受けようとするときは、文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付申請書(別記様式第1号。以下「申請書」という。)に関係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 区長は、前条の規定により、補助金の交付申請があったときは、申請書及び関係書類を審査し、交付の適否を決定しなければならない。

2 区長は、前項の規定により、補助金の交付の適否を決定したときは、文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付決定通知書(別記様式第2号)又は文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金不交付決定通知書(別記様式第3号)により、補助金の交付を申請した法人に対して通知するものとする。

(補助金の交付方法)

第8条 補助金は、交付決定額を四半期に分けて交付することとする。

(補助金の実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた法人は、事業の終了後速やかに文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金実績報告書(別記様式第4号)により、区長に対して事業の実績を報告しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 区長は、前条の規定により実績報告を受けた場合は、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、文京区障害者日中活動系サービス推進事業補助金交付額確定通知書(別記様式第5号)により、法人に対して通知するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第11条 区長は、法人が次の各号のいずれかに該当した場合は、交付決定の全部又は一部を取り消す。

- (1) 偽りその他の不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

2 前項の規定は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後においても適用する。

(補助金の返還)

第12条 区長は、第10条の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき又は前条の規定により補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消したときは、法人に対して期限を定めて補助金の返還を命じるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付については、文京区補助金等交付規則(昭和49年12月文京区規則第44号)に定めるところによるものとし、その他必要な事項については、福祉部長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成22年度において東京都民間社会福祉施設サービス推進費補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていない事業所の基本補助額の算定に係る額については、第5条第1号ア及びイの規定にかかわらず、平成23年度から平成25年度までは17,000円とする。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1 (第5条関係)

総雇用時間数	補助金額 (事業所当たり年額)
400時間～799時間	435,000円
800時間～1,199時間	726,000円
1,200時間～1,599時間	1,016,000円
1,600時間～1,999時間	1,306,000円
2,000時間～2,399時間	1,597,000円
2,400時間以上	1,887,000円